

令和5年(行ウ)第126号 不当労働行為救済命令取消請求事件

原 告 全国一般東京ゼネラルユニオン 外1名

被 告 東京都

準 備 書 面 (2)

令和6年1月18日

東京地方裁判所民事第19部B1係 御中

被告訴訟代理人弁護士

渡 邊 敦 子



被告指定代理人

金 井 有紀子



同

澤 田 洋



同

棚 原 伸 郎



第1 被告の主張

1 原告の主張について

原告は、「何らの経過措置や代替措置を講ずることなく特別職として保障されていた会計年度任用職員の団結権や団体交渉権をはく奪したことは憲法28条に違反するものであり、この点に関する地公法の規定はその効力を否定されるものである。」（第1準備書面9頁「4. 結論」）と主張しており、これは組合員らが、「①会計年度任用職員であること」、「②①は地方公務員法（以下「地公法」とする。）3条2項に規定する一般職の地方公務員であること」、「③②には同法4条1項が適用されること」までは認め、同法第58条自体の合憲性には争いがないものの、東京都労働委員会（以下、「都労委」とする。）が、「④①に②と③が適用された結果、同法58条1項によって労働組合法が適用されないとし」、「⑤労働委員会委規則第33条第1項第5項によって申立てを却下した決定（処分）」を違憲であると主張しているものと解する。

しかし、都労委が④の判断をした結果⑤の処分を行ったことが違憲であるとする原告の主張は認められない。

2 取消事由たる違法がないこと

（1）法律による行政の原理

「法律による行政の原理」とは、行政は、行政機関独自の判断で行われてはならず、国民の代表である議会が定めた法律に従ってのみ行われなければならないことをいう。伝統的には、「法律の法規創造力」の原則、「法律の優位」の原則、「法律の留保」の原則を意味するものとされている。

そして、法律の優位の原則とは、法律が存在する場合における原則であり、法律の規定と行政の活動が抵触する場合、前者が優位し、違法な行政活動が取消されたり、無効になったりすることを意味する。

地公法では、地方公務員の一般職について、労組法の適用を除外する同法第58条第1項が定められており、処分行政庁である都労委が一般職の地方公務員である当該組合らについて同法第58条第1項を適用しないことはできない。理由は以下のと

おりである。

(2) 国家公務員法と地方公務員法の違い

国家公務員について、国家公務員法（以下、「国公法」という。）では、地方公務員と同様に、特別と一般職の区別がなされている（国公法第2条第1項、第2項）ものの、一般職であっても国公法の規定をそのまま適用することが不適当な職については、特別の取扱いをすることでできるという規定（附則（昭和二十三年七月一日）第4条「職員に関し、その職務と責任の特殊性に基づいて、この法律の特例を要する場合には、別に法律又は人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）をもつて、当該特例を規定することができる。」）があり、法律とは別に実情に沿った弾力的な取扱いができるように配慮されている。例えば、非常勤の職員や臨時の職員の取扱いや派遣制度などについて多くの特例が人事院規則で定められている。

しかし、地公法には上記に相当する定めはない。地公法57条では、列举された場合にのみ特例で法定されるとされ、この規定を受ける形で地方教育行政の組織及び運営に関する法律、地方公営企業法、警察法などに特別の法律が定められているが、自治法14条1項、15条1項では、各地方公共団体の条例や規則によって法律の特例を定めることはできないとされている。

また、国公法第2条第4項では、ある職が国家公務員の職に属するかどうか、その職が一般職と特別職のいずれに属するかを決定する権限が人事院に与えられているが、地公法にはこれに相当する規定はなく、地公法の解釈によって客観的に定まるものであると解する。

以上の違いを踏まえると、地公法は、一般職への同法適用について、行政庁が例外的な取扱いを行うことを認めていない。よって、都労委は本件却下決定に際し、地公法第58条第1項の適用に関する裁量権はなく、一般職の地方公務員である当該組合らについて地公法第58条第1項を適用したことは違法ではない。

3 適用（処分）違憲について

原告は、地公法第58条自体の合憲性は争わないものの、都労委が、本件決定にお

いて当該組合員らに同条を適用したことを、適用（処分）違憲であると主張するが、以下のとおり原告の主張は認められない。

（３）適用違憲に関する判例

国家公務員の政治的行為に関し罰則規定の合憲性と適用の有無を判示した猿払事件（最大判 昭和49年11月6日刑集第28巻9号393頁）の判決では、「刑罰規定は、保護法益の性質、行為の態様・結果、刑罰を必要とする理由、刑罰を法定することによりもたらされる積極的・消極的な効果・影響などの諸々の要因を考慮しつつ、国民の法意識の反映として、国民の代表機関である国会により、歴史的、現実的な社会的基盤に立つて具体的に決定されるものであり、」「被告人の本件行為につき罰則を適用する限度においてという限定を付して右罰則を違憲と判断するの・・・は、法令が当然に適用を予定している場合の一部につきその適用を違憲と判断するものであつて、ひつきよう法令の一部を違憲とするにひとし（い）」という判断がなされており、適用違憲という手法は認められていない。

（４）公務員の労働基本権に関する判例

国家公務員に関して、全農林警職法事件（最大判昭和48年4月25日刑集第27巻4号547頁）では、憲法第28条の労働基本権の保障は公務員に対して及ぶが、それは経済的地位向上のための手段として認められた物で、それ自体が目的とされる絶対的なものではないから、おのずから勤労者を含めた国民全体の共同利益からする制約を免れないとし、公務員の勤務条件の決定は私企業と異なり、政治的、財政的、社会的その他の合理的配慮により立法府で論議のうえなされるべきもので、争議行為の圧力により強制を容認する余地は全くなく、議会制民主主義に背馳し、国会の議決権を侵すおそれがあるとしていることなどから、国公法における国家公務員に対する労働基本権の規制は合憲であるとされた。

地方公務員に関する、岩手教組学テ事件（最大判昭和51年5月21日刑集第30巻5号1178頁）においても、上記国家公務員の場合についての昭和48年大法院判決に言及し「地方公務員の勤務条件が、法律及び地方公共団体の議会の制定する条例によつて定められ、また、その給与が地方公共団体の税収等の財源によつてまかなわれ

るところから、専ら当該地方公共団体における政治的、財政的、社会的その他諸般の合理的な配慮によつて決定されるべきものである点においても、地方公務員は国家公務員と同様の立場に置かれて（いる）」としている。

（５）小括

以上を踏まえると、地方公務員の一般職について、労働組合法の適用を除外する地公法第58条第1項は、地方公務員の労働基本権を制約するものであるとしても、政治的行為に関する罰則規定の場合と同様に、国民の法意識の反映として、国民の代表機関である国会により、歴史的、現実的な社会的基盤に立って具体的に決定されるものであるといえ、その一部を処分行政庁が違憲無効と取扱うような適用違憲という解釈・手法は認められない。

４ 地方公営企業法の適用について

原告は、A L Tへの地方公営企業法39条の適用ないし準用について、原告第1準備書面（6頁3.（2）第2段落）で主張している。なお、本件決定にかかわる審査の過程において本主張をしたことはない。

同法第2条第1項及び2項には、学校教育にかかわる事業はなく、原告からは、3項にかかわる条例等の主張・疎明もないため、A L Tが企業職員（同法第15条）に当たるとは言えず、同法第39条を適用することも準用することもできない。よって原告の主張は認められない。

５ 結語

以上のとおり、本件処分の判断に取消事由たる違法は何ら存在しない。よって、原告らの請求は直ちに棄却されるべきである。

以 上